

ヴェルブリッツファンクラブ会員規約

第 1 条 (会員規約)

1.この規約は、トヨタ自動車株式会社（以下「当社」）が運営する「ヴェルブリッツファンクラブ」（以下「当ファンクラブ」）に関して適用されるものとします。

第 2 条 (規約の変更等)

1.本規約は、当社が必要に応じて変更できるものとします。本規約が変更される場合当社は、遅滞なく適宜、会員にその旨を通知するものとします。

第 3 条 (入会)

- 1.当ファンクラブへ入会を希望する方は本規約に同意したうえで、ファンクラブサイトより必要な届出事項を記入または入力して申し込み、第 9 条に定める年会費を支払い、会員番号が付与された時点からファンクラブ会員（以下「会員」）の資格を得ることができます。
- 2.18 歳未満の方が入会申込をする場合は、親権者の同意が必要です。また、必要に応じて身分証の提示をお願いする場合があります。
- 3.入会に際して取得した個人情報は、当社の個人情報保護方針に従い、取り扱うものといたします。

第 4 条(入会の取消)

- 1.当ファンクラブの入会申込みを受けた当社は、入会申込者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、当ファンクラブの入会を承認しない場合があります。
- (1)入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
 - (2)入会申込者が実在しない場合
 - (3)入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合
 - (4)入会申込時において、18 歳未満がその親権者の同意を得ずに入会した場合
 - (5)入会希望者が既に会員になっている場合
 - (6)入会申込者による入会申込の目的が、いわゆるダフ屋行為(入場券等の不等な売買行為)又はショバ屋行為(座席等の不等な占拠行為)である、若しくは入会申込者がいわゆるダフ屋行為又はショバ行為の常習者であると当社が認める場合
 - (7)過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

第 5 条 (有効期限)

1.資格の有効期限は、入会申込が当社により承認された日から 2025 年 7 月 31 日までとします。なお、有効期限の途中での入会の場合にも有効期限の終了日は変わりません。

2.会員は当社が指定した期間内において更新手続きを行うことにより、前項の有効期限を更新することができます。

第 6 条（会員の種類）

1.会員には以下の 3 種類があり、各会員にデジタル会員証を発行します。

- (1) ゴールド会員
- (2) レギュラー会員
- (3) ジュニア会員

第 7 条（デジタル会員証）

- 1.デジタル会員証は、会員本人のみが利用できます。
- 2.会員は、会員特典を受ける場合、デジタル会員証を必ず携帯するものとし、提示を求められた場合、その指示に従うものとします。

第 8 条（会員資格の更新）

- 1.会員は当社が指定した期間内において更新手続きを行うことにより、第 5 条の有効期限を更新することができます。更新時に第 6 条の会員種別を変更することも可能です。有効期間内に更新の手続きが行われなかった場合は退会となります。
- 2.各会員に振り分けられる会員番号は、更新の時期により変更される場合があります。
- 3.当社のファンクラブサイトを通して、年会費の支払いをクレジットカード支払いで入会申込を行い、かつ自動更新を希望された会員については、当社が事前に通知する指定期日までに次年度以降の有効期限の更新拒絶を行わない場合、これを同一種別の会員資格の更新とみなします。この場合、次年度以降の同種別会員の年会費は、自動的に引き落としとなります。
- 4.前項の定めにかかわらず、年会費、サービスの変更により、会員資格を更新できない場合があります。その場合はクラブ HP、メールにて事前通知いたします。
- 5.次の場合、会員資格を更新できない場合があります。
 - (1) 決済処理までにクレジットカードの有効期限が切れている場合やご利用不可の場合
 - (2) 第 4 条に該当する場合
 - (3) その他、当該会員が会員として不適当であると当社が判断した場合

第 9 条（年会費）

- 1.第 5 条に定める有効期限に対応する本会の年会費は、別途定めるものとし、期間の長短による年会費の調整はいたしません。
- 2.年会費以外の利用料金の支払いを要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
- 3.会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期限

が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。

4.会員は、年会費等を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。

5.年会費等の支払いに必要な振込手数料、その他の費用は原則会員の負担とします。

6.当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。

7.会員が当社から会員に対する送付物の郵送を希望する場合は、会員は送付物の郵送に必要な費用を別途負担するものとします。

8.会員種別の変更の際には、新たに変更後の会員種別の年会費を徴収いたします。また、変更前に得たサービスの持ち越しはできません。

第 10 条（年会費の支払い方法）

1. 年会費の支払い方法は次の通りです。支払時に手数料が発生する場合はお客様負担になります。

(1) ネット申込の場合はクレジットカード決済、コンビニ決済支払

(2) 会場申込の場合は当社が指定した支払方法

第 11 条（届出事項の変更）

1.会員は、届出事項（住所・氏名・電話番号等）に変更が生じた場合は、速やかに当社が別途指定する事務局へ届け出るものとします。届出をされなかったことに起因して、郵便物等が未着となった場合、当社は一切責任を負いません。

第 12 条（会員特典）

1.会員は、当社が別途定める会員特典を受けることができます。

2.会員は会員特典を受ける際には、デジタル会員証を提示するものとします。

3.会員特典は、当ファンクラブの都合により、予告なく内容を変更・中止する場合があります。

第 13 条（会員の権利）

1.会員には、当社の資産等についての権利・請求権は一切ありません。

2.サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（禁止事項）

1.会員は、会員特典を営利目的または不正の目的のために利用してはならないものとします。

2.会員は、会員特典等、当ファンクラブの会員であることに基づき受けるサービス等の権利を第

三者に譲渡、売買、担保提供してはならないものとします。

第 15 条（退会）

1.会員は何時にても所定の手続きを行うことにより当ファンクラブを退会することができ、同時にその諸権利を失うものとします。なお、支払い済みの年会費は、理由の如何に問わず返金いたしません。

第 16 条（会員資格の喪失）

1.会員は、以下の場合には会員資格を喪失するものとします。なお、会員は会員資格を喪失した場合には、直ちにデジタル会員証を返却するものとし、その返却に要する費用は会員が負担するものとします。

- (1)本規約に違反した場合
- (2)事務局または係員の指示に従っていただけない場合
- (3)入会申込またはその登録事項の変更に際し、当社に虚偽の届出をした場合
- (4)会員資格を更新する場合において定められた期限までに年会費を支払わない場合
- (5)当ファンクラブの名誉もしくは信用を傷つけまたはそのおそれがある場合
- (6)その他会員として不相当である場合

2.前項により会員資格を喪失した場合、再入会を承認しない場合があります。

第 17 条（当ファンクラブの終了）

1.当ファンクラブは、会員規約の有効期限といえども、予告なく当ファンクラブを終了することがあります。なお、有効期限の途中での終了であっても、支払い済みの年会費は返金いたしません。

第 18 条（個人情報）

1.当社は、個人情報（個人情報保護法第 2 条に定めるものをいいます）を当ファンクラブの会員 管理、運営のために必要な範囲および当社の運営に必要な範囲に限って収集、利用し、会員本人の同意がない限り、個人情報保護に関する覚書を締結した当ファンクラブの運営に関する業務委託先以外に開示、提供しません。ただし、以下の各号の場合には会員の事前の同意なく、個人情報を第三者に提供できるものとします。

- (1)法令に基づき開示を求められたとき
- (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために必要がある場合
- (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

2.当社は、会員が当ファンクラブを退会した場合、当該会員の個人情報を翌年末に破棄します。

3.当社は、会員本人から、その個人情報の開示・修正・削除・利用停止・消去の請求があった場合、本人確認を実施のうえ、遅滞なくこれに応じます。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1.当社は、利用申込者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指します）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当ファンクラブの会員申込を拒否することができるものとします。

2.当社は、会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。なお、かかる場合において、当該会員が付随サービスにかかる対価・費用を支払済みのときも、サービス提供者及び当該付随サービスの提供者は、一切の対価・費用の払戻しを行わないものとし、当該会員は、会員資格の取消しにより生じた損害等を何ら請求できないものとします。

第 20 条（電子メールの受信の同意及び会員に対する通知）

1.会員は、当ファンクラブの入会申込みにより、当社、付随サービスの提供者およびこれらの者が電子メールの送信を委託する第三者（以下総称して「メール送信者」といいます）が送信する電子メールを受信することに予め同意したものとします。

2.本規約に基づく当社または付随サービスの提供者から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールをもって行うものとします。この場合、メール送信者が会員の登録メールアドレスに電子メールを送信したことをもって、会員に対する通知が行われたものとみなされます。会員はメール送信者から送信されたメールを速やかに確認するものとします。

3.メールアドレスの登録情報の誤り、判読不可能な文字化け現象等、申込内容に何らかの不具合が生じていた場合、メール送信者が電子メールをお送りできないことがあります。電子メールの不達・誤達・遅達等により、電子メールが届かなかった場合でも、メール送信者は一切責任を負いません。

4.会員は、メール送信者からの電子メールを常に受信できるようにしなければなりません。メール送信者は、メール送信者からの電子メールの受信を拒否した会員に対し、その後の電子メールでの連絡を行わない場合があります。なお、そのことにより会員が何らかの不利益や損害を被ったとしても、メール送信者は一切責任を負いません。会員は、メール送信者からの電子メールを受信できない状態を解消した場合、その旨を速やかに当社および付随サービスの提供者に届けるものとします。

5.当社または付随サービスの提供者は、会員全員に対する通知に関しては、当ファンクラブまた

は付随サービスのウェブサイト上に通知内容を公表することをもって、前項に定める通知に代えることができます。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなされます。

6.本規約等に基づく会員から当社または付随サービスの提供者に対する通知その他の連絡は、電子メールその他サービス提供者または付随サービスの提供者が別途指定する方法によるものとします。

2024 年 8 月 1 日改定